

秘

外資局特別債票（第十五號）（昭和十九年八月二十四日）

國際復興開發銀行案概要

外資局

目次

A、目的 . . . . .

B、加入、資本金及各國の出貨 . . . . .

C、銀行の業務 . . . . .

D、銀行の管理 . . . . .

E、脱退 . . . . .





目的

戰争ニ因リ破壊セラレタル諸國ノ復興及後進諸國ノ資源開發ヲ援助ス

加入國ノ生産的資源開發ノ爲國際通商ノ長期且均衡ナル發展ヲ促進スルト共ニ國際投資ヲ奨勵シ以テ加入國領域内ノ生産力、生活水準及勞働條件ノ向上ヲ發動ス

戰時經濟ヨリ平時經濟ヘノ移行ヲ圓滑ナラシム

B、加入、資本金及各國ノ出資

加入

一九四五年十二月三十一日以前ニ加入國タルコトヲ承認シタル國際通貨基金加入ヲ以テ當初加入國トス

資本金

銀行ノ株式資本總額ハ百億弗トシ、之ヲ十萬株ニ分割ス

該株式ノ應募者ニ加盟國ニ限ル



有權投票數ノ四分ノ三ノ多數決ニ依リ株式資本ノ增加ヲ爲スニ得

曰各國ノ資本割當額

(4) 資本割當額

復興開發銀行ニ對スル各國ノ資本割當額ハ左ノ如シ

(單位百万弗)

米	三、一七五
英	一、三〇〇
ソ	一、二〇〇
支	六〇〇
佛	四五〇
印	四〇〇
加	三二五
奈	三二五
和	二七五
蘭	



白耳義	二二五
濠洲	二〇〇
ブラジル	一〇五
チエツコ	一二五
波蘭	一二五
南阿	一〇〇
メキシコ	六五
ユーゴ一	四〇
新西蘭	五〇
「ロ」×ピヤ	三五
キユーバ	三五
露威	五〇
智利	三五

グ ア ン マ ン	エ タ ア ド ル	ド ミ ニ カ	コ ス タ リ カ	エ チ オ ピ ヤ	イ ラ ク	ボ リ ビ ヤ	ル ク セ ン ブ ル グ	ヴ エ ネ ズ エ ラ	ウ ル グ ア イ	比 島	イ タ ン	ペ ル ー	希 臘	埃 及
-----------------------	-----------------------	------------------	-----------------------	-----------------------	-------------	------------------	---------------------------------	----------------------------	-----------------------	--------	-------------	-------------	--------	--------

二	二	二	二	三	六	七	一〇	一〇	一〇	一五	二四	一七	二五	四〇
								・	・					
								五	五					



ハ イ チ  
 サ ル バ ド ル  
 ホ ン シ ュ ラ ス  
 ニ カ ラ ガ  
 ペ ラ グ ア イ  
 ア イ ス ラ ン ド  
 ベ サ マ  
 リ ベ リ ア

總 計

九、一〇〇

○ 二  
 ○ 一  
 ○ 一  
 ○ 一  
 ○ 一  
 ○ 一  
 ○ 一  
 ○ 五  
 ○ 五

同 各國ハ當初應募額ノ二〇%ヲ拂込キ、残余八〇%ハ銀行ノ拂  
 込要求ニ應ジ逐次拂込ムモノトス。

同 應募額ノ二%ハ金又ハ米弗ヲ以テ拂込ムモノトス。

但シ占領セラレ乃至首都所在ノ領域ヲ害セラレタル加入國ハ  
 應募額ノ〇・五%ノ金乃至米弗ニ依ル拂込テ五箇年間に於テ  
 ラルベシ。



更に戰爭ニ因リ金準備が使用不能トナリタル加入國ノ金準備  
ハ延期セザルモトス

銀行業務

(1) 銀行ノ業務ハ左ノ如シ

(a) 貸付保證

(b) 直接貸付

(c) 貸付保證

(1) 通例ノ投資経路ヲ以テスル民間投資家ノ貸付ニ對シ其ノ全部

又ハ一部ヲ保證スルコトヲ以テ主タル業務ト爲シ資金ノ八〇

%ヲ之ニ充當ス

(2) 貸付ノ保證ニ當リテハ銀行ハ其ノ危險ニ對シ適宜ノ對價ヲ受

クベキモノトス

(3) 保證手数料ハ最初十年間ニ於テ一%乃至一・五%トス

(4) 直接貸付

(1) 銀行ニ依ル直接貸付ノ限度ハ貸付ノ二%ニ對シシタル剩餘



金子加へタルモノトス。

(四) 銀行ハ貸付資金ノ使用ニ對シ條件ヲ附スルコトナシ。

但シ貸付資金ハ特定加入國又ハ加入諸國ノ領域内ニ於テ使用  
費消セラルルコトヲ要ス。

(四) 銀行ノ管理

(一) 銀行ハ各加入國ヨリ任命セラルタル代表者一名其ノ代理者一名  
ヨリ成ル代表者總會ニ依リ管理セラレ。

但シ銀行及銀行役員ハ各加入國ノ政治的享件ニ干渉セザルベシ。  
(二) 加入國ハ各二百五十票ニ加フルニ持株一株當リ一票ノ票決權ヲ  
有ス。

(三) 全有權票數ノ五分ノ四チ有スル加入國ノ五分ノ三ノ同意ヲ以テ  
銀行規定ヲ修正スルコトヲ得。

(四) 脱退

(一) 加入國ハ如何ナル場合ニ於テモ銀行本部ニ對シテ  
脱退スルコトヲ得。